

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第46期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ジー・ネットワークス
【英訳名】	G.networks CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿久津 貴史
【本店の所在の場所】	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
【電話番号】	0836（83）5511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小西 隆弘
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
【電話番号】	0836（83）5511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小西 隆弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期 累計期間	第46期 第3四半期 累計期間	第45期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（千円）	5,668,293	5,713,220	7,348,644
経常利益（千円）	196,331	102,758	219,329
四半期（当期）純利益（千円）	5,833	1,528	11,802
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	-
資本金（千円）	1,715,000	1,715,000	1,715,000
発行済株式総数（千株）	23,584	23,584	23,584
純資産額（千円）	2,664,242	2,671,728	2,670,211
総資産額（千円）	5,884,116	5,490,189	5,245,551
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	0.25	0.06	0.50
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-
自己資本比率（％）	45.3	48.7	50.9

回次	第45期 第3四半期 会計期間	第46期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額（円）	5.29	1.31

- （注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2．売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更は以下のとおりであります。また、主要な関係会社における異動はありません。

（事業の内容の重要な変更）

- （1）当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションは、平成23年3月末日をもって、流通事業及び建設設計施工事業から撤退しております。
- （2）当社は第1四半期会計期間より、建築施工及び設備メンテナンス事業を開始しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事象が発生しております。

概要につきましては、3「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(1)経営成績の分析食品加工事業をご参照ください。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による被害やその後の電力不足等による景気の停滞から持ち直しの傾向が見られたものの、セシウム問題における風評被害や急激な円高の進行などから先行きの不透明感な状況で推移いたしました。

当社におきましては、顧客満足の向上と安心安全な食をお客様にお届けするという大方針のもと、低価格日常食業態である「おむらいす亭」「長崎ちゃんめん」の両業態を今後の当社事業の大きな柱とすべく「選択」と「集中」を基本戦略とし経営にあたって参りました。その様ななか昨年末にはおせち製造販売で一部商品を年末までにお届けできない状況が発生させてしまい、心より深くお詫び申し上げますとともに、関係者のみなさまにはご心配をお掛けしたことを重ねてお詫び申し上げます次第でございます。

以上の結果、売上高は5,713百万円（前年同四半期比0.8%増）となり、営業利益110百万円（前年同四半期比37.9%減）、経常利益102百万円（前年同四半期比47.7%減）、四半期純利益は1百万円（前年同四半期比73.8%減）となっております。

セグメントの状況は次のとおりであります。

外食事業

当事業年度におきましては、大手外食企業の低価格化により競争が一段と激しさを増している中、「おむらいす亭」と「長崎ちゃんめん」を主力成長業態と位置付け、同2業態の発展に注力するとともに、新規出店を継続的に行っております。

(おむらいす亭)

おむらいす&パフェ専門店の「おむらいす亭」につきましては、『こだわり卵の専門店』を新コンセプトに、従来から使用しているネッカリッチ農法の健康卵「幸卵」にこだわった『本物のおむらいす』を訴求した商品展開を引き続き行って参りました。また新規店舗においてはプレミアムブレンドコーヒーを提供するドリンクバーを設置するなど、カフェ需要の獲得にも積極的に取り組んでおります。当第3四半期累計期間に東京再進出を含む9店舗を出店し、当第3四半期会計期間末の店舗数は46店舗（FC店舗を含む）となっております。

(長崎ちゃんめん)

長崎ちゃんめん専門店「長崎ちゃんめん」では、西日本（関西・中国地区、九州北地区）を中心に、既存店舗の店舗力強化に努めております。長崎ちゃんめんの本来の良さを引き出すために、社員研修制度を改めて見直し、当社職人が中華鍋で調理する「熟練の技とこだわりの味」に益々研ぎをかけて参ります。当社オリジナルの「無添加スープ」に加え「野菜たっぷりちゃんめん」等、顧客の健康志向に対応した商品展開を引き続き行って参ります。当第3四半期会計期間末の店舗数は42店舗（FC店舗を含む）となっております。

(その他外食)

一方「その他外食店舗」におきましては、当第3四半期累計期間においても前事業年度同様、運営業態の「選択」と「集中」を進め、引き続き経営管理の効率化を図っております。

以上の結果、売上高は4,397百万円（前年同四半期比3.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は193百万円（前年同四半期比10.6%減）となりました。

教育事業

教育事業につきましては、事業開始から4年目を迎え、運営体制も充実して安定的な経営基盤を確立しており、引き続き当社の安定収益事業として位置付け、運営の強化にあたっております。

以上の結果、売上高は542百万円（前年同四半期比6.2%増）、セグメント利益（営業利益）は54百万円（前年同四半期比44.2%増）となりました。

食品加工事業

食品加工事業につきましては、長崎ちゃんめんの麺と餃子を中心とした調味料を含めた社内用の食品加工を行っておりますが、その生産能力を活かして特に餃子、点心の外販に力を入れて参りました。また、おせち製造販売につきましては、製造過程のトラブルにより、一部のお客様に平成23年12月31日までに商品をお届けできないという状態が発生させてしまいました。なお、お客様に対しては丁寧に御詫言を申し上げますとともに、当該商品につきましては無償対応および返品返金対応を行っております。

以上の結果、売上高は556百万円（前年同四半期比10.1%減）、セグメント利益（営業利益）は75百万円（前年

同四半期比40.0%減)となりました。

その他の事業

第1四半期会計期間より、新たに建築施工及び設備メンテナンス事業を開始しており、店舗施工の内製化のみならず外部からの受注獲得にも注力し、売上の拡大を図っております。

以上の結果、売上高は217百万円となり、セグメント利益(営業利益)は14百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は54億90百万円となり、前事業年度末と比較し2億44百万円増加しております。その主な要因は、敷金保証金の減少72百万円はあったものの、第3四半期会計期間に売上が集中するおせち製造販売により、受取手形及び売掛金が3億52百万円増加したことによるものであります。負債総額は28億18百万円となり、前事業年度末と比較し2億43百万円増加しております。その主な要因は、長短借入金の減少1億88百万円はあったものの、おせち製造に伴い、買掛金が3億17百万円増加したことによるものであります。純資産は26億71百万円となり、前事業年度末と比較し1百万円増加しております。これは、四半期純利益1百万円の計上による利益剰余金の増加であります。その結果、自己資本比率は48.7%となり、前事業年度末と比較して2.2ポイント減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,584,000	23,584,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	23,584,000	23,584,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	23,584,000	-	1,715,000	-	521,970

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 4,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 23,577,000	23,577	-
単元未満株式	普通株式 3,000	-	-
発行済株式総数	23,584,000	-	-
総株主の議決権	-	23,577	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ジー・ネットワークス	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4	4,000	-	4,000	0.02
計	-	4,000	-	4,000	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、なぎさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	283,452	316,838
受取手形及び売掛金	192,929	545,681
商品及び製品	21,770	30,838
仕掛品	160	233
原材料及び貯蔵品	65,079	83,088
その他	246,598	298,962
貸倒引当金	8,898	12,597
流動資産合計	801,091	1,263,045
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,149,301	1,139,623
土地	1,632,524	1,632,524
その他（純額）	208,712	206,138
有形固定資産合計	2,990,537	2,978,286
無形固定資産	47,534	47,867
投資その他の資産		
敷金及び保証金	961,012	888,219
その他	476,058	326,946
貸倒引当金	30,682	14,175
投資その他の資産合計	1,406,388	1,200,990
固定資産合計	4,444,460	4,227,144
資産合計	5,245,551	5,490,189
負債の部		
流動負債		
買掛金	191,813	509,348
短期借入金	200,000	170,000
1年内返済予定の長期借入金	557,512	389,424
未払法人税等	54,232	41,182
引当金	14,293	6,510
資産除去債務	3,696	1,162
その他	339,389	459,936
流動負債合計	1,360,936	1,577,564
固定負債		
長期借入金	1,012,500	1,022,148
資産除去債務	120,400	128,824
その他	81,502	89,924
固定負債合計	1,214,403	1,240,897
負債合計	2,575,339	2,818,461

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,715,000	1,715,000
資本剰余金	521,970	521,970
利益剰余金	433,956	435,484
自己株式	714	727
株主資本合計	2,670,211	2,671,728
純資産合計	2,670,211	2,671,728
負債純資産合計	5,245,551	5,490,189

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	5,668,293	5,713,220
売上原価	2,117,833	2,277,116
売上総利益	3,550,459	3,436,103
販売費及び一般管理費	3,371,674	3,325,134
営業利益	178,785	110,969
営業外収益		
受取利息	7,705	2,603
受取配当金	301	259
不動産賃貸料	58,450	58,789
その他	37,039	29,217
営業外収益合計	103,497	90,869
営業外費用		
支払利息	22,341	20,668
不動産賃貸費用	59,016	64,335
その他	4,592	14,076
営業外費用合計	85,951	99,080
経常利益	196,331	102,758
特別利益		
固定資産売却益	-	123
会員権売却益	-	909
貸倒引当金戻入額	484	-
特別利益合計	484	1,033
特別損失		
固定資産売却損	20,061	0
固定資産除却損	7,050	12,391
店舗閉鎖損失	11,396	12,631
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,267	-
減損損失	44,956	40
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	66,048	-
特別損失合計	151,781	25,064
税引前四半期純利益	45,035	78,727
法人税、住民税及び事業税	33,051	35,555
法人税等調整額	6,150	41,642
法人税等合計	39,202	77,198
四半期純利益	5,833	1,528

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は8,013千円減少し、法人税等調整額は8,013千円増加しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成23年12月31日)												
当座貸越契約及び財務制限条項 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当座貸越限度額</td><td>80,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>80,000千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>-</td></tr> </table> 上記借入金には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合には、直ちに期限の利益を喪失することとなっております。 損益計算書の経常損益について 2 期連続して経常損失を計上した場合 各四半期貸借対照表における自己資本比率が30%未満となった場合	当座貸越限度額	80,000千円	借入実行残高	80,000千円	差引額	-	当座貸越契約及び財務制限条項 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当第 3 四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当座貸越限度額</td><td>380,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>50,000千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>330,000千円</td></tr> </table> 上記当座貸越限度額のうち、80,000千円には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合には、直ちに期限の利益を喪失することとなっております。 損益計算書の経常損益について 2 期連続して経常損失を計上した場合 各四半期貸借対照表における自己資本比率が30%未満となった場合	当座貸越限度額	380,000千円	借入実行残高	50,000千円	差引額	330,000千円
当座貸越限度額	80,000千円												
借入実行残高	80,000千円												
差引額	-												
当座貸越限度額	380,000千円												
借入実行残高	50,000千円												
差引額	330,000千円												

(四半期損益計算書関係)

○売上高の季節的変動

前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成22年12月31日) 及び当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成23年12月31日)

当社の食品加工事業では、主として第 3 四半期会計期間におせち製造販売が集中して発生するため、通常、第 3 四半期会計期間の売上高は他の四半期会計期間の売上高と比べ著しく高くなるという傾向があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期累計期間に係る減価償却費 (無形固定資産に係る償却費を含む。) は、次のとおりであります。

前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 184,375千円	減価償却費 188,955千円

（株主資本等関係）

前第３四半期累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第３四半期累計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年12月31日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	外食事業	教育事業	食品加工事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,538,918	510,858	618,516	5,668,293
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	125,403	125,403
計	4,538,918	510,858	743,919	5,793,696
セグメント利益	216,038	37,648	125,544	379,231

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	379,231
セグメント間取引消去	652
全社費用(注)	199,793
四半期損益計算書の営業利益	178,785

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外食事業」セグメントにおいて、フラッグ福岡中洲店(福岡市中央区)他3店舗について、店舗の閉店を決定したことにより減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては、41,978千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 （注）	合計
	外食事業	教育事業	食品加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,397,440	542,321	556,100	5,495,862	217,357	5,713,220
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	151,607	151,607	98,729	250,336
計	4,397,440	542,321	707,708	5,647,469	316,087	5,963,556
セグメント利益	193,203	54,270	75,278	322,751	14,063	336,815

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築施工及び設備メンテナンス事業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	322,751
「その他」の区分の利益	14,063
セグメント間取引消去	75
全社費用（注）	225,770
四半期損益計算書の営業利益	110,969

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期会計期間より、建築施工及び設備メンテナンス事業を開始しており、セグメント上、「その他」の区分に含めております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

特記すべき事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	0円25銭	0円6銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	5,833	1,528
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	5,833	1,528
普通株式の期中平均株式数 (千株)	23,580	23,579

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

株式会社ジー・ネットワークス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・ネットワークスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第46期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・ネットワークスの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。